

議会議案第32号

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成28年3月16日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎	
同	同	上	中	澤	克之	
同	同	上	松	中	健治	

(提案理由)

平成28年2月定例会において職員給与から鎌倉市職員労働組合の組合費の控除、いわゆるチェックオフについて、鎌倉市は条例制定以来、労働基準法において義務付けられる労使協定を一度も締結していないことが明らかとなった。(労使協定とは事業所ごとにその事業所の非組合員・一般職員・非常勤職員含む全ての労働者の内、過半数を代表する者と使用者(鎌倉市長)との締結した協定を指す。)

さらに過去に最高裁判例においても必要とされた組合費の控除に関する各組合員ごとの委任状についても市側には提出されていなかった。そもそも使用者側にチェックオフを行う義務はなく、本来であれば加入する組合員の組合費については、労働組合みずからが回収する必要がある、チェックオフに限らず、過度な労働組合への便宜供与は不適切な労使関係を誘発しかねない。また、実際にチェックオフを廃止した自治体も、既に存在する。

以上のことから、鎌倉市における組合費のチェックオフは、労働者保護の観点からも明らかに労働基準法に抵触する便宜供与であり、現状を是正する必要があることから、次のとおり、一部改正議案を提出する。

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「、鎌倉市消防職員消友会」を「及び鎌倉市消防職員消友会」に改め、「及び鎌倉市職員組合」及び「及び組合費」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。